

商工建設委員会会議記録

商工建設委員会委員長 ハクセル 美穂子

1 日時

令和元年10月23日（水曜日）

午前10時1分開会、午後2時6分散会

（うち休憩 午前11時54分～午後1時1分）

2 場所

第4委員会室

3 出席委員

ハクセル美穂子委員長、菅野ひろのり副委員長、高橋はじめ委員、軽石義則委員、川村伸浩委員、高橋こうすけ委員、高橋但馬委員、佐々木朋和委員、工藤勝子委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

鈴木担当書記、千葉担当書記、松本併任書記、吉原併任書記、本間併任書記、高橋併任書記

6 説明のため出席した者

(1) 商工労働観光部

戸館商工労働観光部長、小畑副部長兼商工企画室長、高橋参事兼産業経済交流課総括課長、浅沼参事兼観光課総括課長、菊池定住推進・雇用労働室長、瀬川ものづくり自動車産業振興室長、似内商工企画室企画課長、関口経営支援課総括課長、竹花産業経済交流課地域産業課長、西野定住推進・雇用労働室雇用推進課長、金野定住推進・雇用労働室労働課長、十良澤ものづくり自動車産業振興室ものづくり産業振興課長、小野ものづくり自動車産業振興室自動車産業振興課長、熊谷ものづくり自動車産業振興室産業集積推進課長

(2) 県土整備部

八重樫県土整備部長、中平技監兼河川港湾担当技監、多田副部長兼県土整備企画室長、田中道路都市担当技監、伊藤技術参事兼建築住宅課総括課長、菊地県土整備企画室企画課長、佐々木県土整備企画室用地課長、高橋県土整備企画室空港管理課長、大久保建設技術振興課総括課長、菊地建設技術振興課技術企画指導課長、菅原道路建設課総括課長、和村道路環境課総括課長、幸野河川課総括課長、

佐々木河川課河川開発課長、菅原砂防災課総括課長、
八重樫都市計画課総括課長、紺野都市計画課まちづくり課長、
水野下水環境課総括課長、小野寺建築住宅課住宅計画課長、
野里建築住宅課営繕課長、照井港湾課総括課長

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和元年度岩手県一般会計補正予算(第1号)

第1条第2項第1表中

歳出 第5款 労働費

第7款 商工費

イ 議案第6号 令和元年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)

(2) 県土整備部関係審査

(議案)

ア 議案第1号 令和元年度岩手県一般会計補正予算(第1号)

第1条第2項第1表中

歳出 第8款 土木費

第11款 災害復旧費

第4項 土木施設災害復旧費

第2条第2表中

1 追加中 4～10

2 変更中 4～15

イ 議案第8号 令和元年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)

ウ 議案第9号 令和元年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)

エ 議案第13号 土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて

オ 議案第14号 流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて

カ 議案第19号 岩手県手数料条例の一部を改正する条例中
別表第7の改正関係

キ 議案第23号 流域下水道事業の設置等に関する条例

ク 議案第28号 大沢川筋大沢川水門土木工事の変更請負契約の締結に関し議決を
求めることについて

ケ 議案第29号 宮古港鉾ヶ崎地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議

決を求めることについて

コ 議案第33号 財産の取得に関し議決を求めることについて

サ 議案第34号 和解の申立てに関し議決を求めることについて

(3) その他

委員会調査について

9 議事の内容

○ハクセル美穂子委員長 ただいまから商工建設委員会を開会します。

なお、体調不良のため大久保建設技術振興課総括課長は欠席となりますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、委員席の変更を行いたいと思います。さきの委員長の互選に伴い、委員席を現在御着席のとおり変更いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

次に、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。

議案第1号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第1号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費及び第7款商工費並びに議案第6号令和元年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）、以上2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○小畑副部長兼商工企画室長 議案第1号令和元年度岩手県一般会計補正予算（第1号）のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の4ページをお開き願います。当部関係の歳出予算につきましては、5款労働費の826万1,000円と、5ページに参りまして、7款商工費の4,798万6,000円の合わせて5,624万7,000円の増額補正であります。補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。以下、金額の読み上げは省略させていただきますので、御了承をお願いいたします。

それでは、予算に関する説明書の36ページをお開き願います。5款労働費、第1項労政費、第1目労政総務費の説明欄、管理運営費は過年度に受け入れた国庫支出金の返還に伴い、所要額を補正しようとするものであります。

次に、47ページに飛びまして、7款商工費、1項商工業費、2目中小企業振興費の説明欄、中小企業振興資金特別会計繰出金は、平成30年度から令和元年度への繰越額が確定したことから、後ほど御説明をいたします中小企業振興資金特別会計予算の財源調整を行うことによる減額補正を行うものであります。

次に、48ページに参りまして、2項観光費、1目観光総務費の説明欄、東北デスティネーションキャンペーン事業費は、令和3年4月から9月に開催する東北デスティネーショ

ンキャンペーンの情報発信等を行おうとするものでありまして、今回の補正予算につきましては、デスティネーションキャンペーンの情報発信等を東北全体で行うための経費を、関係自治体等で構成する東北デスティネーションキャンペーン推進協議会に対し、負担金として支出しようとするものでございます。

2目観光施設費の観光施設機能強化事業費は、東日本大震災津波により被災した船越家族旅行村の水辺公園等において、東日本大震災復興交付金基金を活用して再整備しようとするものでございまして、この観光施設機能強化事業費を補正して実施しようとするものでございます。今年度は再整備に係る設計委託料、これを計上しようとするものでございます。

なお、今回整備いたします区域につきましては、現在台風第19号で被災した方々の家財等の一部仮置き場となっております。今後の整備の進め方につきましては、今回被災した山田町所管のオートキャンプ場、あるいは県所管の通称わんぱくジャブジャブ広場を含め、山田町と対応を協議しているところでございます。以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。

次に、特別会計について御説明を申し上げます。議案（その1）にお戻りいただきまして、議案（その1）の23ページをお開き願います。議案第6号令和元年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）でございますが、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,200万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億728万5,000円とするものであります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明を申し上げます。予算に関する説明書の93ページをお開き願います。93ページは歳入、94ページは歳出の表でございます。補正予算額と計欄の額につきましては、ただいま申し上げましたとおりの額でございます。その補正内容につきましては、次の95ページから御説明を申し上げます。

まず、歳入についてであります。1款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金は、前年度からの繰越金の確定に伴い、一般会計からの繰入金を減額しようとするものであります。

96ページに参りまして、2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましても、前年度からの繰越金の確定に伴い減額しようとするものであり、続きまして97ページに参りまして、3款諸収入、1項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入も前年度からの繰越金の確定に伴い償還元金を減額しようとするものであります。

次に、98ページに参りまして、歳出であります。1款小規模企業者等設備導入資金貸付費、1項貸付費、1目設備資金貸付費及び2目設備貸与資金貸付費は、前年度からの繰越金の確定に伴い、償還金及び一般会計の繰出金を減額しようとするものであり、99ページに参りまして、2項貸付事務費、1目貸付事務費につきましても、前年度からの繰越金の確定に伴い、充当する財源を繰入金から繰越金に振りかえするものであります。

以上で補正予算議案についての説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い

いたします。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**高橋はじめ委員** 先日高田一郎議員からも質問がありましたが、東北デスティネーションキャンペーンについてお尋ねしたいと思います。

以前ですと、各県単位とか、そんな形で進めてきたのですが、今回は東北全体でどのようなのですが、それと10年目の節目に当たって、復興に向けて歩む東北の姿を見てもらう取り組みのようです。これは、例年ですと1年ぐらい前からですが、かなり前からの準備で、この時点で負担金も出てきているとのこと。負担金に関しては、単年度なのか、それとも来年度も予算措置が予定されているのか、それが1点。

それから、おおよそどんな形で今回の東北全体のデスティネーションキャンペーンが展開される計画になっているのか、概略をもう少し詳しくお尋ねしたいと思います。

あと、復興に向けて歩む東北の姿というイメージなので、そのあたりが重点なのか、あるいは内陸部も含めた東北各県全体が対象なのか、そのあたりも含めて説明をお願いしたいと思います。

○**浅沼参事兼観光課総括課長** 東北デスティネーションキャンペーンでございますが、今回の予算措置は今年度分で、情報発信等に係る分を取りまとめたものでございまして、来年度とさらに実施年の2021年に、それぞれまた負担金等の予算措置につきまして、お願いさせていただきたいと考えております。

また、事業の概略でございますが、大変恐縮なのですが、現在その中身について検討させていただいております。準備期間をかなり長くっておりますが、全国の宣伝販売促進会議という、全国から旅行の代理店とか、メディアの方とかを一堂に会する会議を前年に開催するのがDCの通例でございます。そうした会議に向けて、現在準備がスタートしておりまして、来年度の早い時期に全国の宣伝販売促進会議が開催され、そこで全体の観光情報等を勉強させていただきまして、2021年4月からのキャンペーンの商品造成等をお願いする形になっております。

東北全体でこういった商品づくり、あるいはコースづくりをしていくのか、テーマを定め、そういったものを現在東北の協議会で準備しております。また、県としまして、その中で独自にこういったことができるのかをこれから検討させていただくこととなります。

また、お尋ねがありました重点の地域でございますが、基本的には全県と考えております。ただ、復興の姿を見ていただくところもございまして、復興道路、復興支援道路の整備が進み、沿岸への誘客が非常にしやすくなって、観光客の皆様が移動しやすい環境が整ってまいりますので、沿岸部につきましてもしっかりとPRできる体制を整えながらやっていきたいと考えています。

○**高橋はじめ委員** 東北デスティネーションキャンペーンの情報発信とのことですが、全体像、骨子がまだ決まらないうちにどうやって情報発信するのだと、今説明を聞いて素朴な疑問を感じたのですけれども、どんな形の情報発信をするのか。ポスターとか、あるい

はネットを使ってやるとか、その辺をどう考えているのか。

それから、事務局はどこになるのか。JRになるのか、あるいは東北全体のキャンペーンですので、宮城県とか。どこかでやるのか、もう少しそのあたりについて、取り組みの具体例、具体策をお伺いしたいと思います。

○**浅沼参事兼観光課総括課長** 情報発信でございますが、先ほど申し述べましたけれども、全国の宣伝販売促進会議に向けて、まず東北にこういった観光資源があるとの情報ペーパー、プラス、インターネットの情報など、観光資源の情報を取りまとめたものを作成して会議の中で御提示をする形になっております。観光資源の情報の作成、そしてその情報をインターネット等で公表していく形が今回の情報発信になっております。

また、事務局の体制でございますけれども、7月に東北デスティネーションキャンペーン推進協議会を設立しておりまして、東北の各県、仙台市、またJRの関係する各支社で協議会をつくっております。事務的な事務局としては、東北観光推進機構に置いておりまして、各県の観光担当の職員とJRの職員が一堂に会しながら、幹事会の形で実務者の会議を月2回程度開催しながら、意思疎通を図り、このキャンペーンの進め方等を検討しているところでございます。

○**高橋はじめ委員** 東北デスティネーションキャンペーン推進協議会をつくって進めるとのことで、今年度は244万4,000円の負担ですが、来年度は幾らになるのか、再来年度は幾らになるのか。その総額は、企画の内容によって違ってくるのかなと思いましたが、そのあたりも現在は明らかになっていないのがちょっと不安だなどの思いがあります。

それから、岩手県の244万円余は、東北6県同じ金額になっているのかどうか。それぞれの県によって、人口比例とか、財政状況とか、そういったことで負担金額が違うのかどうか。その辺の詳しい説明がないので、できれば後ほどこの全体の資料で、我々に公表しても構わない部分がありましたら、資料提供もぜひお願いしたいと思います。これは委員長にお願いしたいと思います。

○**浅沼参事兼観光課総括課長** まず、今年度の負担金でございますが、244万円余のうちの215万円が負担金となっております。これにつきましては、東北各県と仙台市の7県市で均等の負担となっております。来年以降の負担金につきましては、東北観光推進機構で議論がされておりますが、現在調整中でありまして、2年間でおおむね1億円程度ではないかとのことで正式には決まっておらないところでございます。これにつきましては、基本的には6県プラス仙台市で均等に負担する予定でございます。

来年度につきましては、後ほど事業等が固まり次第御提供させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○**高橋はじめ委員** 最後にしますが、我々が事業の中身を議論するときに、費用対効果がよく話題になるわけですが、岩手県に特化したキャンペーンであれば、それなりに効果が目に見えるわけでありましてけれども、東北6県となると本当に負担した分の費用対効果が出てくるのか。仙台市も入れて6プラス1、7分の1の効果しか望めないのかと、素朴に

感じたりしておりますが、いずれ震災から10年目の復興状況を広く知っていただくことには、私は大変意義があると思っていますので、ただ単に費用対効果だけでは語れないかなどの思いもちょっとしておりました。それらを含めて、今後も引き続き財政負担がありますので、ぜひいろんな情報発信を行って、議会にもいろんな情報提供をしていただければと思っています。

○菅野ひろのり委員 先ほどの高橋はじめ委員の質問に関連してですが、費用対効果の話がありましたが、過去にも岩手県では一度デスティネーションキャンペーンが開催されているとのことで、前回岩手で行われたときの効果をどのように捉えているのかがまず1点。

2点目が、もともとJR東日本側から提案があったのだらうと思いますが、今回の東北デスティネーションキャンペーンがどういった効果をもたらすのかについて、どんな提案があったのか、この2点をお伺いいたします。

○浅沼参事兼観光課総括課長 前は、平成24年度が岩手県での開催でしたが、東日本大震災津波の翌年とのことで開催自体が非常に危ぶまれたわけですが、東日本大震災津波からの復興の第一歩として開催しまして、観光客の入り込みが、東日本大震災津波前の水準の約98%程度まで戻ったとの成果が上がっております。

復興の状況を見ていただくことと、東北に目を向けていただくことでの成果があると考えております。今回JR東日本から御提案をいただきましたが、基本的にJR東日本側からは、こういう成果が期待できるとの話ではなかったのですが、我々も実は、東日本大震災津波から10年目の節目、そしてまた、平泉の世界文化遺産登録から10年目の節目で、何らかのキャンペーンをやらなければいけないと検討しておりました。沿岸地方の観光客の入り込み数が、やはり、まだ回復していないので、復興期間といわれる期間が終了した翌年にはなりますが、三陸防災復興プロジェクト2019、釜石でのラグビーワールドカップ2019日本大会、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等と、日本が、そして岩手が国内外に注目をいただいた後、その次に続く何かをと思っておりました。そして、今回そういったお話をいただきましたので、観光客の目を北へ向けさせていく流れを継承したいことから、提案をお受けするものです。

○菅野ひろのり委員 私も趣旨は十分理解するものですし、今回のラグビーワールドカップ2019もそうですし、三陸防災復興プロジェクト2019も含めて県内のそういった復興の姿を発信していけるというのは大変意義のあることだと思っています。一方で、先ほど、観光客の入り込み数が東日本大震災津波前の水準の約98%まで回復してきたとの話でありましたが、今回の東北デスティネーションキャンペーンでも、例えば誘客数であるとか、経済波及効果であるとか、そういったところを具体的に示さないと、震災復興という名前だけで事業予算を計上して実施していくことは、震災復興途上とはいえ、県民の皆さんの理解がなかなか得られなくなってくるのではないかと考えています。

そういう中で、例えば、三陸防災復興プロジェクト2019は経済波及効果が、岩手経済研究所に委託して計算したところ、35億円強と県議会での報告がありました。また、参加者

数は約18万人と出ている中で、知事も今回の東北デスティネーションキャンペーンについては演述の中でも述べられていましたし、しっかりと効果を設定してやるべき事業ではないかと思っておりますが、改めてその辺をどのようにしていくのか、もう一度、考えをお伺いしたいと思います。

○**浅沼参事兼観光課総括課長** 御指摘のとおり、目標を定めて、ある程度成果をしっかりと出すことは必要だと我々も考えております。こういった取り組みを県内で行っていくか、あるいは東北でこういった取り組みを行うのか、これによって若干出てくる成果が変わっていくだろうというのもありまして、どこに目標値を置くか、あるいはこういった指標をとってお示しをしていくのかを、大変恐縮ですが、今の段階でお示しできていないところでございます。そういった目標を設定しながら、成果が出る形でやっていきたいと考えております。

○**佐々木朋和委員** 私も東北デスティネーションキャンペーンの関連でお聞きしたいと思っておりますけれども、先ほど高橋はじめ委員からお話がありましたが、負担金と情報発信費の関係で、まずは今年度の情報発信として、岩手単体ではなくて、お金を集めて全体として発信すると思うのですけれども、その情報発信の予算規模はどのぐらいになるのですか。

○**浅沼参事兼観光課総括課長** おおむね1,500万円となっております。

○**佐々木朋和委員** その1,500万円の情報発信ですけれども、具体的にこういった発信を行っていくのでしょうか。

○**浅沼参事兼観光課総括課長** その費用の内訳までは、手元にはございませんが、一つは、来年の全国の宣伝販売促進会議に向けた、タリフと観光では表現はしますが、観光資源の情報を集めた冊子、業者向けのものですが、そういったものを作成するのに大きな費用がかかります。

そして、それをインターネット上で情報発信をする、あるいは市町村等が新しい観光情報等を入力していくシステムを一部開発するという作業がありまして、1,500万円という金額となっております。

○**佐々木朋和委員** 来年の業者を集めた全国宣伝販売促進会議までに、岩手県あるいは東北全体の中で、こういったメニューなのかを全部出し終えなければいけないのだと思います。時間が長いようでいて短いわけでありましてけれども、前回のデスティネーションキャンペーンのときには、各広域振興圏ごとに民間の観光業者も集めて、それぞれ地域の観光素材の掘り起こしをしながら、こういったものを載せるかを検討したと記憶しており、東日本大震災津波前からずっと協議をしていたように思うのですが、若干今回は動き出しとしては遅いのかなとの思いがあるのですけれども、そういったタイムスケジュール感としては、前回と比べてどうなっているのでしょうか。

○**浅沼参事兼観光課総括課長** 地域における観光情報の資源の洗い出し、磨き上げというのは、実は夏前から声をかけてお願いをしております。広域振興圏ごとに地域の部会を設定しまして活動していただくことを、既に広域振興局を通じてお願いしているところでござ

ざいます。

前回のデスティネーションキャンペーンより、若干おくれぎみというのは、やはりどうしても6県でやる中身を決めた上で、それを受けて検討という二重の作業が生じているせいで、一つ一つの調整等に時間がかかってしまうことがございますが、御指摘のように、当然全国の宣伝販売促進会議までにはしっかりとやる中身を確定させていかなければいけないと考えておりますので、早急に作業を進めたいと思います。

○佐々木朋和委員 まさにそこですね、ちょっと心配をしているところでした。今回の東北デスティネーションキャンペーンでつくられた仕組みというのが、これからの東北の周遊観光の基本ルートになっていくと思っております。そういった意味では、岩手県としてもしっかりと自分のところをPRしながら、東北全体のブランドづくりに取り組んでいただきたいと思っております。その全国宣伝販売促進会議ですか、これはいつごろ行う予定なのか、これから本番までのタイムスケジュールをあわせてお知らせいただきたいと思っております。東北の観光のブランドづくりが今までも大きなテーマだったのですけれども、各県いろんな特色がある東北をどうやって一つのブランドとしていくのが大変大きな課題でもあり、これがうまく打ち出せれば大きな観光商品として魅力が出てくると思うのですけれども、そういったブランドづくりの協議というのは、こういったところでこれから議論をされていくのか。あるいは、タリフをつくっていくとのことですから、もうでき上がっているのか。その東北の一体となったブランドとはこういったイメージなのか。もし今の時点で出ていけば、お知らせいただきたいと思っております。

○浅沼参事兼観光課総括課長 まず、全国宣伝販売促進会議でございますが、来年の春、新年度の早い時期にとのことで決定しております。そのために今から情報収集して作業していくので、予算を計上させていただいたものでございます。

また、ブランド化の議論につきましては、やはりけんけんごうごう東北デスティネーションキャンペーン推進協議会の中でやっております、特色があるだけ各県の思惑があつて、その中でこういったテーマ、あるいはこういった東北をつくっていくかが、今議論されているところでございます。ちょっと今はお話しできることはない現状でございます。

○佐々木朋和委員 全国で初めてのこういった広域でのデスティネーションキャンペーンであります。そういった中で課題も多くあると思っておりますが、しっかりとここを効果に結びつけていかないと、今後の岩手の観光にとって大変だと思っております。この東北デスティネーションキャンペーンが回ってきた後は、いつ次が回ってくるのだろうと。要は47都道府県があるわけで、デスティネーションキャンペーンは47年に1回なのかと思うところもある中で、10年後に回ってきた東北デスティネーションキャンペーンでありますから、しっかりと今回、東日本大震災津波の復興にも資する形に持っていただきたいと思っております。

最後に部長にお聞きしますけれども、今回の東北デスティネーションキャンペーンは、東北観光推進機構が事務局を務めるとのことで、インバウンドへの対応の色彩が強くなる

のかと思っているところです。その点もしっかりとやってはいただきたいのですけれども、岩手の観光を見ると、インバウンドは伸びているが、国内観光がなかなか伸び悩んでいる。その現状維持をしながらインバウンドを伸ばしていくことが、あるいは大きな産業としての戦略かなと思っています。

今、観光も団体客から個人客へ移行している中であって、この東北デスティネーションキャンペーンの情報発信が、国外のみならず国内の個人客へ向けた大きなアピールになっていくべきだと、これからの観光にぜひ資するべきだと思っていますところですが、この東北デスティネーションキャンペーンをどのように岩手の観光の今後10年後、20年後の将来像につなげていくのかをお聞きして終わりたいと思います。

○戸館商工労働観光部長 前回平成24年に岩手県単独のいわてデスティネーションキャンペーンを実施しておりますけれども、この平成24年のときには、当初、東日本大震災津波前にデスティネーションキャンペーンをやるのがもう決まっていた、その後に東日本大震災津波が起こって、実際にやれるかどうか極めて難しい状況に一時期なったわけですが、東日本大震災津波から立ち上がってこうとする中で、観光が果たす役割は大きいのではないのか、これは絶対にやらなければいけないとの思いで実施しました。

全国宣伝販売促進会議でのタリフの話を説明をさせていただきましたが、平成24年のいわてデスティネーションキャンペーンで、観光情報、観光資源をきちんとした形でまとめて、そして全国に提案をしたというのは、大きな成果であったと思いますし、全県を挙げてのおもてなし運動もそのときに取り組んだ大きなテーマでございました。平成24年のいわてデスティネーションキャンペーンは、そういう意味では東日本大震災津波で大きく落ち込んだ観光誘導をもう一度復活させるという意味のあったデスティネーションキャンペーンだったと思っています。

今回の東北デスティネーションキャンペーンは、復興10年の節目であります。岩手県から見ますと、今年度のラグビーワールドカップ2019でありますとか、三陸防災復興プロジェクト2019があり、そして来年度は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会がございまして。そういった流れをより一層加速させていく大事な観光キャンペーンだと思っております。

平成24年のいわてデスティネーションキャンペーンのときにも、岩手、宮城県際連携の取り組みを行ったわけでありましてけれども、今度はそれをさらに広げて東北という大きな枠組みの中で行っていくことでもありますので、委員御指摘のようにインバウンドが大きなテーマになっています。これはしっかり取り組んでいかなければなりませんし、今までずっといわてデスティネーションキャンペーン後も継続して取り組んできたのは、観光資源をどう掘り起こして磨き上げるか。東日本大震災津波後に、いわゆる沿岸部を中心に体験プログラムを数多く掘り起こして、そして磨き上げていく、これが地元ではしっかりと力を入れて取り組んでいただいた成果が出てきておりますので、そういったものをしっかりと情報発信しながら、委員御指摘の個人客へのPRもしっかりしていきたいと思っております。

ます。

平成24年当時は、観光はどちらかというと観光入り込み客数に着目していましたが、今第3期の観光立県基本計画の中では、稼ぐ観光を前面に打ち出していますので、いかに消費をしていただくかで、観光で訪れたお客さんに喜んでお金を使っただけのコンテンツをしっかりと磨き上げていきたいと思っております。

○**工藤勝子委員** 関連質問です。いろいろな意見が出されましたけれども、県内にもいろいろな観光資源がいっぱいあるわけです。そこで、行政としてやるとなると、市町村の公平性もかかわってくるだろうと思っています。まず、何か県内の協議会みたいなものを結成して、各市町村に特徴あるものを出していただいて、この東北デスティネーションキャンペーンにつなげていくのかをお聞きしたいと思います。

○**浅沼参事兼観光課総括課長** この平成24年度のキャンペーンのときに、市町村、民間の団体の皆様等と一緒に岩手観光キャンペーン推進協議会を立ち上げをしまして、県単独のキャンペーンもそうなのですが、それを今も継続して、今の東北デスティネーションキャンペーンに取り組んでおります。

そして、今回のDCでは、各市町村にその観光資源をしっかりと宣伝してもらうために、市町村がみずから観光資源をホームページに打ち込む形のシステムを構築することになっています。

各市町村が、しっかりと自分たちの地域の観光資源を見つけて、磨き上げていただいて、それをどんどんシステムに打ち込んでくださいという形になっておりますし、紙媒体のタリフでは、どうしても情報量の制限がございますので、インターネットをうまく活用して提案していただきをお願いしております。市町村の方には、打ち込みの作業、入力作業を広域振興局の職員と一緒にやっていただく形をお願いしております。

○**工藤勝子委員** 今からその効果というものを期待しても、非常に答弁が難しいだろうと思っていますけれども、このキャンペーンは非常に大きく期待され、的を絞るとしたら、復興に的を絞るのか、それとも岩手県内市町村全体なのか、その辺はどのように絞っているのかお聞きします。

○**浅沼参事兼観光課総括課長** 基本的に復興の10年という節目でございますので、沿岸部につきましては、やはり復興に関連するものも一つの観光資源と捉えており、当然取り上げさせていただきますが、やはり観光を考えますと、県内全域いろいろな体験コンテンツがどんどんできておりますし、交流人口の拡大を目指す市町村も非常に多くなってきておりますので、そういった観点からは、まずは全県が第一のシェア、その中のテーマとして復興が含まれてくるというイメージで考えようかと思っております。

○**高橋はじめ委員** 聞き漏らしたことがあります。東北デスティネーションキャンペーンだけを質問しましたが、もう一点、観光施設の機能強化で質問したいのですが、4,600万円余の補正を組んでいて、先ほど、これは設計委託料との説明でした。全体的にどういう再整備をするのか、ただ復旧、復興するという考えなのかどうか、説明がなかったものです。

から、もう少しその辺をお伺いしたい。できれば、説明資料をこういう予算説明のときには出していただければありがたいと思います。

最近ですと、自動車はEV車が主流になってきつつある。あすから東京モーターショーが始まりますけれども、全てのメーカーでEV車、これを目玉にして売り出すとのことで、その対応なんかも新しい施設ではしっかりやっけていただいているとは思いますが、東日本大震災津波前と、今度再整備した後の違いとか、そういったものについて説明いただければありがたかったと思います。

また、計画全体の資料提供ができるのであれば、後ほどお願いしたいと思います。

○**浅沼参事兼観光課総括課長** 今回の対象観光施設でございますが、船越家族旅行村で、被災した部分は、山田町の鯨と海の科学館という、船越の浦の浜という地区でございますが、そちらの芝生広場、あるいはパークゴルフ場といった部分でございます。基本的には山田町と一緒に管理運営することで、今その全体像をちょうど協議しております。原則としましては、東日本大震災津波前の状況であります駐車場、そして芝生広場、そしてパークゴルフ場、その中のトイレ施設ですとか、休憩施設、そういったものを組み入れる形で整備する予定で進めているところでございます。まだ若干協議が調わないところがあって、全体資料は今回お示ししませんでしたが、事業全体が固まりましたら、お示しさせていただきますと思います。

○**ハクセル美穂子委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部から令和元年台風第19号災害に伴う被害状況等について発言を求められておりますので、これを許します。

○**小畑副部長兼商工企画室長** 商工労働観光部関係の令和元年台風第19号災害に伴う被害状況について御説明申し上げます。お手元に配付しております資料により説明をさせていただきます。

まず、商工関係の企業等の被害状況でございますけれども、現在把握している範囲というふうになりますけれども、県内17市町村で被害が確認されておりまして、被害額の大き

いところでは、久慈市で95件、3億1,000万円余、普代村で20件、1億円余となっております。また、宮古市も240件と被害件数が多くなっておりますけれども、被害金額については、現在調査中でございます。現時点での被害総額は468件、5億5,000万円余となっておりますところでございます。

次に、観光関係の主な被害状況でございますけれども、宮古市の浄土ヶ浜では道路の崩落、あるいは遊歩道への土砂の流入といった被害が生じているところでございます。また、先ほど議案でも説明させていただきましたけれども、山田町の船越家族旅行村につきましては、オートキャンプ場キャンプサイトの敷地の崩落があり、水辺公園の周辺で被災した方々の家財等の仮置き場として開放しているところでございます。詳細につきましては、資料をごらんいただければというふうに思います。被害状況は、まだ調査中のところもございまして、引き続き状況の把握に努めるとともに、今後も必要な措置を講じてまいりたいと考えているところでございます。

以上で、令和元年台風第19号に伴う商工労働観光部関係の被害状況について御説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○**高橋但馬委員** 令和元年台風第19号の被害は、今説明があったとおり非常に大きいものがあると思っておりますが、その実質被害のほか、影響被害の大きさがだんだんわかってくると考えられます。ラグビーワールドカップ2019の釜石大会も10月13日に中止になりましたけれども、沿岸被災地域を含めたホテルなどのキャンセル等、県全体の被害をどのように把握しているのかお知らせ願います。

○**浅沼参事兼観光課総括課長** 県内の宿泊施設の予約のキャンセル状況でございますが、岩手県旅館ホテル生活衛生協同組合等に確認しましたところ、花巻温泉などの大型宿泊施設などのキャンセルが非常に多い状況と聞いております。実際のキャンセルによる宿泊施設の被害額は、これは口頭での確認でございますが、2億円程度と聞いております。これは、令和元年台風第19号当日の電車の計画運休に伴うキャンセル等も入っている数字でございます。罹災後の被害額だけではないことを御承知おきください。

○**高橋但馬委員** 相当なキャンセルによる被害が出ていると思っております。三陸鉄道の復旧のいかんによっては、内陸の宿泊施設にもキャンセルとか、そういう影響が出てくると考えられるのですけれども、今回の台風を踏まえて、県の観光課として、この状況に対して、どのように対策を考えているのかお知らせ願います。

○**浅沼参事兼観光課総括課長** 観光施設は、業種ごとに分野が非常に広いもので、大変済みませんが、被害復旧という形での、ハード的な支援は、基本的にこれまでやってきたことはございません。宿泊客に対しては、一部風評被害的なものも入っていると感じておりますし、内陸部では、被害が軽微な宿泊施設、被害のない宿泊施設も数多くございますので、そういったものはしっかりと情報発信をしながら、影響がないところについては、岩手は元気だよとしっかりとPRしていきたいと考えております。

○**関口経営支援課総括課長** 現在災害救助法が適用された市町村の商工会議所、あるいは商工会連合会、信用保証協会、いわて産業振興センターにございます労働支援拠点等に特別相談の窓口が設置されております。このことについても県のホームページで周知をするとともに、関係支援機関と連携して、その対応に当たっていきたいと思っております。

加えて、委員から御指摘がありました間接被害を含めて、今回の令和元年台風第19号で被災した事業者に対しては、中小企業経営安定資金災害対策枠という県の制度融資がございます。こうした制度により、事業者の復旧再建に必要な資金調達を支援していきたいと考えております。

○**高橋但馬委員** 観光の部分で言いますと、風評被害が非常に大きいと思われ、県としての情報発信が重要になってくると思いますので、引き続きの取り組みをよろしくお願いたしたいと思います。

○**工藤勝子委員** 私も、高橋但馬委員と同じようなことを聞きたいと思っていました。釜石市のお隣でありますので、遠野市もホテルとかいろいろなところがかなりキャンセルになったと話を聞いており、その辺の被害額もきっちり調べてほしいので、質問しようと思っていました。

私も見に行ったわけですが、結局、ラグビーワールドカップ2019が中止になったことによって、ホテルだけではなくて、あそこに並んでいる、お土産を販売するとか飲食を提供する人たちだって、かなりの客を当てにしていたのでしょから、あの人たちの被害だって大きいのではないかと感じてまして、これは自然災害で仕方がないと思って諦めてはいるでしょうけれども、そういう部分も、この際しっかり見てみるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○**小畑副部長兼商工企画室長** 被害の状況につきましては、現在調査中でございますけれども、しっかり調査をさせていただきますので、先ほど説明いたしました、中小企業者に対する支援事業は、国あるいは県でさまざまございますので、そういったものをしっかり適用して、被災した事業者の方の復旧を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○**高橋はじめ委員** 10月21日の新聞に、岩手労働局の監督指導実施状況のまとめという記事がありました。1,442事業所で法令違反とのことで、さまざまな法令違反が指摘されておりました。岩手県で各事業所の雇用を確保していこう、若い人たちにも地元に残っていただく、定着させようと、いろんな取り組みをしている中で、さまざまな法令改正がなされた直後でもあります、事業所でこういう法令違反がたくさん出ていることは、余りイメージとしてよくないと心配しております。このようなことについては、主に労働局が中心となって改善を求めていくのですが、県としても、これについて何かアクションを起こさないのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○**金野労働課長** 県内事業所の法令違反につきまして、県としての対応はいかがかという御質問がございました。これまでも労働局と連携いたしまして、雇用の確保だけではなく

て、各事業所の法令遵守の取り組み等についてもいろいろ協議等を重ねているところがございます。今のところ県として具体的に何かはないのですが、引き続き労働局と連携をとりながら、各事業所における法令遵守について、普及啓発等に努めてまいりたいと考えております。

○高橋はじめ委員 指導とか、直接的に法令違反に対する取り組みはなかなか難しいのかもしれない。県内の事業所に雇用を呼び込もう、これから海外からの労働力もどんどんお願いしなければならない、そういう状況ではないかと思えます。ものづくり産業の人手不足も大変です。そういう意味では、法令遵守が一番大事なことで、労働局だけに頼らず県としてもさまざまなチャンネルを使って法令遵守を促し、そして岩手の職場には非常にいい職場がたくさんあることを、ぜひPRをしていただく取り組みも検討していただければ。これは意見です。

○軽石義則委員 令和元年台風第19号災害に関連してです。商工関係の被害状況はかなり金額、件数だと御報告がありました。これによって仕事を廃業したり休業したりしてくると、そこに働いている皆さんはどうなっているのかにも注意していかなければならないと思うのですが、現状をどのように把握をされているのでしょうか。

○西野雇用推進課長 委員御指摘のとおり、今回の被害によりまして、廃業、休業、それに伴う離職も、もしかしたら出てくるのかと思えますが、現時点でその情報は把握していない状況でございます。地域において、ハローワーク、広域振興局等との打ち合わせ等がございますので、そういうところで、離職を出してしまわざるを得ないとか、事業者の運営状況をきちんと把握してまいりたいと考えております。

○軽石義則委員 被害が大きい市町村を見ますと、有効求人倍率も低い地域が中心になっていると思うのです。地元で働き続けられないとすれば、さらに人口の流出につながる可能性もあると思えます。企業の貸付金は、たしか設備面はあるのですけれども、雇用にかかわる部分の対策というのはなかなか前に見えてきていないし、多分そこまで手が回っていない経営者が多いのではないかと思います。だとすれば、そこは行政としてサポートして、早目に手を打っていかないと、その地域で働くことが可能でない状況になってくるとも想定されるわけで、そこら辺の対策は考えているのでしょうか。

○西野雇用推進課長 まさに御指摘のとおりでございます。事業所によっては、事業の再建が一番先に、念頭にあるかと思えます。国には、離職した方を早期に雇い入れた場合の助成金等もございますし、また、県には生活資金の援助のための貸付金等もございます。新しい制度はまだ打ち出されてはおりませんが、東日本大震災津波でありますとか、大型企業の撤退も参考にしながら、既存の支援策の情報提供を、地域の広域振興局、市町村、あとはハローワークなどを通じて、事業者にきちっとお伝えできる形を考えてきたいと思っております。

○軽石義則委員 ぜひその対応はしっかりとやっていただきたいと思えます。ハローワークに行くのも大変な地域があることは事実ですし、事業者の説明をしても、働く側、いわ

ゆる仕事をなくした方々にも伝わっていかないと不十分だと思いますので、市町村と、また商工会議所、商工会等ともしっかりと連携をとっていただき、情報提供はしっかりしていただくことをお願いして終わります。

○佐々木朋和委員 この際、岩手県子どもの生活実態調査結果中間報告を当部としてはどのように受けとめているかお聞きをしたいと思います。

この調査の(7)に、親の就労状況があります。そのまとめの中で、父子世帯においては、フルタイムの割合が両親のいる世帯に比較して低い。また、母親に関する項目では、両親のいる世帯に比して母子世帯がフルタイムの割合が高くなっていると表現しているのですが、一方で母子世帯であっても、一家の大黒柱であるお母さんが非正規も含めてフルタイムで働いているのが6割ぐらいたというのは、やはり低いのではないかと印象を私は受けました。こういったところが、母子世帯の貧困につながっているのではないかと、素人目では思うわけですが、当部としてはどのようにこの結果を分析されているのかお聞きしたいと思います。

○金野労働課長 御紹介がございましたとおり、先般10月4日に保健福祉部で公表いたしました岩手県子どもの生活実態調査におきましては、特に母子家庭におきまして就労状況が不安定で、収入が低い世帯が多いという状況が明らかになったと承知しております。

また、父親と母親の就労状況は、今御案内があったとおりでございますが、総務省の平成29年度の就労構造基本調査の本県分におきましては、母子父子家庭の区分による調査ではありませんが、男性は2割が非正規雇用であるの対しまして、女性の場合ですと約5割が非正規雇用との調査結果も出ております。この結果などを見ますと、やはり女性の非正規雇用の割合が高くなっておりまして、希望する方の正規社員への転換、それから社員を募集する際にも、正社員として多く募集するといった点での課題でもあります。あわせて処遇の改善も含めて、それらが課題と捉えているところです。

県といたしましては、岩手労働局などと連携いたしまして、求人の正社員化ですとか、女性に多い非正規雇用労働者の正社員転換、それから処遇改善などにつきまして、県内の経済団体に継続して要請もしているところがございますし、また国で正社員転換する際の各種助成金等もあります。こういったところについて、岩手労働局などと連携し、利活用の周知活動を通じまして、母子家庭の母親も含めました女性の正社員化ですとか処遇の改善、こういったところを全般的に取り組んでまいりたいと考えております。

○佐々木朋和委員 今御答弁で、非正規の正規化あるいは正社員化のお話をさせていただきましたが、このデータを見ると25%ぐらいの母子家庭のお母さんたちがパート、アルバイトです。もちろん企業の求人がないのかもしれませんが、この人手不足の御時世、本当にそうなのかと思うわけです。一方で、保健福祉部の子育て支援施策があっても、子供が急に熱を出したとか、そういった急な対応があるために正規になかなか踏み切れないという状態が、この25%にあらわれているのではないかと感じるところであります。

先般知事にも一般質問の中で、母子世帯について特段の取り組みをしていくと言ってい

ただいたわけでありますので、当部としてもそういった視点で取り組んでいただきたいと思います。最後に部長に聞いて終わりたいと思います。

○戸舘商工労働観光部長 本県におきましても、人材確保が大きな課題となっている中で、男性、女性、それから母子世帯などを問わず、働く意欲と能力がある方がしっかりと働いて生活をしていける状況をつくるのが非常に大事だと思っております。特に母子世帯、父子世帯に関しましては、保健福祉部ともしっかりと連携をしながら対応を考えてまいりたいと思います。

○佐々木朋和委員 今働き方改革を行っている中であって、特に県内では中小企業の人手不足、観光業もそうですけれども、顕著になっているわけで、このパートタイムになっている皆さんを正社員化していくことが、ある意味人手不足解消にもつながっていくと思っていますし、そのためには中小企業が、大企業にはできない細やかな気遣いができる働き方、あるいは職場の空気をつくっていくことが、双方にとっていい解決策になっていくのではないかと考えております。ぜひそういった視点で取り組んでいただきたいと思います。申しあげまして終わります。

○ハクセル美穂子委員長 ほかに何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、県土整備部関係の議案の審査を行います。

議案第1号令和元年度岩手県一般会計補正予算(第1号)、第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第8款土木費、第11款災害復旧費、第4項土木施設災害復旧費、第2条第2表債務負担行為補正中、1追加中4から10まで、2変更中4から15まで、議案第8号令和元年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)、議案第9号令和元年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)、議案第13号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて及び議案第14号流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、以上5件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○多田副部長兼県土整備企画室長 初めに、議案第1号令和元年度岩手県一般会計補正予算(第1号)中、県土整備部関係の予算について御説明を申し上げます。議案(その1)の5ページをお開き願います。当部関係の補正予算は、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策など国庫支出金の交付額の決定等に伴う事業費の整理に加え、当初予算の編成後に生じた課題に対応するための経費を補正しようとするものであります。

表の中ほど、8款土木費は54億2,029万1,000円の増、6ページをお開き願ひまして、11款災害復旧費、4項土木施設災害復旧費は1,091万3,000円の増額、これらを合わせて総額54億3,120万4,000円を増額しようとするものであります。補正予算の内容につきましては、

便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただきます、説明欄の主な内容について御説明を申し上げますので、御了承願います。

予算に関する説明書の49ページをお開き願います。8款1項土木管理費であります、1目土木総務費のうち償還金は、国庫補助事業の完了による事業費確定に伴う国庫支出金等の精算に要する経費を補正しようとするものであります。

51ページをお開き願いまして、2項道路橋りょう費ですが、2目道路橋りょう維持費のうち説明欄1行目、道路環境改善事業費は、道路のり面対策や道路施設の設営対策等の環境改善に要する経費について、3目道路橋りょう新設改良費のうち説明欄1行目、地域連携道路整備事業費は、現道拡幅、バイパスの建設等の道路整備に要する経費について、それぞれ国庫支出金の内示等に伴う補正をしようとするものであります。4行目の直轄道路事業費負担金は、国道4号、国道45号の改築など国が実施する道路整備に要する経費の負担金について補正しようとするものであります。

53ページをお開き願います。3項河川海岸費ですが、2目河川改良費のうち、説明欄一番下の直轄河川事業費負担金は、北上川上流の河道掘削や立木伐採など国が実施する河川改修に要する経費の負担金について補正しようとするものです。

54ページをお開き願いまして、3目砂防費のうち説明欄1行目、砂防事業費は、土砂災害の発生防止のため砂防堰堤の整備等に要する経費について、4行目の急傾斜地崩壊対策事業費は、急傾斜地の崩壊防止のため領域の整備等に要する経費について、それぞれ国庫支出金の内示等に伴う補正をしようとするものであります。4目海岸保全費のうち、説明欄2行目の津波危機管理対策緊急事業費は、水門陸閘の遠隔化など海岸保全施設の整備に要する経費について補正しようとするものであります。

55ページに参りまして、4項港湾費ですが、説明欄の一番下、直轄港湾事業費負担金は、国の港湾施設整備に要する経費に係る負担金について、国からの通知に基づき補正をしようとするものであります。

56ページをお開き願いまして、5項都市計画費ですが、2目街路事業費のうち説明欄2行目、都市計画道路整備事業費は、都市計画道路の整備に要する経費について、国庫支出金の内示に伴い補正しようとするものであります。

57ページに参りまして、6項住宅費ですが、2目住宅建設費の公営住宅建設事業費は、公営住宅の住戸改善等に要する経費について、国庫支出金の内示等に伴い補正しようとするものであります。

少し飛びまして、65ページをお開き願います。11款4項土木施設災害復旧費ですが、2目港湾災害復旧費は、東日本大震災津波からの復旧等に要する経費について、国庫支出金の内示に伴い補正しようとするものです。

次に、債務負担行為について御説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案（その1）にお戻りいただきまして、7ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正のうち当部関係は、1追加中4の除雪から10のダム管理までの7件であり、工期が翌年度以降にわ

たるものについて期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、8ページをお開き願います。2の変更中4の道路環境改善事業から15港湾災害復旧事業までの12件について、いずれも令和元年度から翌年度以降にわたって施工される工事に係るものであり、事業費の変更に伴いそれぞれ債務負担行為を変更しようとするものであります。

次に、当部関係の特別会計2件について御説明を申し上げます。29ページをお開き願います。議案第8号令和元年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,250万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億9,301万8,000円としようとするものであります。

30ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の歳入のうち、3款1項国庫補助金は、流域下水道施設の改善等に要する経費について、国庫支出金の内示に伴い減額するもの、6款1項繰越金は、平成30年度決算の確定に伴い繰越金収入を増額しようとするものであり、31ページに参りまして、歳出1款流域下水道事業費、1項流域下水道管理費は、平成30年度決算の確定に伴う消費税及び地方消費税納付に要する経費等について補正しようとするもの。2項流域下水道建設費は、流域下水道施設の改築等に要する経費について、国庫支出金の内示等に伴い補正しようとするものであります。

32ページをお開き願います。次に、議案第9号令和元年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,788万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1,672万9,000円としようとするものであります。

33ページに参りまして、第1表歳入歳出予算補正の歳入中、4款1項繰越金は、平成30年度決算の確定に伴い繰越金を増額しようとするものであります。

34ページをお開き願いまして、歳出1款事業費、1項港湾施設整備費は、繰越金等を一般会計に繰り出すとともに、港湾施設整備に要する経費について補正しようとするものであります。

次に、負担事案2件について御説明を申し上げます。39ページをお開き願います。議案第13号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてですが、これは急傾斜地崩壊対策事業において、釜石市の事業費の変更に伴い、受益市の負担金の額を変更しようとするものです。

40ページをお開き願います。議案第14号流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは2の建設費について盛岡市、奥州市、滝沢市及び金ヶ崎町の事業費の変更に伴い、受益市町の負担金の額を変更しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋はじめ委員 何点かお伺いしたいと思います。まず、国庫支出金の内示があったという説明が一連してありましたけれども、この内示はいつごろ来るのか、その時期についてです。なぜお尋ねするかというと、冬場の工事は大変ですので、これから発注して工事をやるのは、本当につらいと建設事業者から話を聞いておりました。もちろん工事ができない分は繰り越しで工事をやっているのですけれども、もう少し早まらないのかと、そんな思いをしております。

それから二つ目には、国道4号、国道45号についてもいろいろ工事があるようですが、北上市、金ヶ崎町のところは特に拡幅の要望が多い地域でありまして、その辺はどんな形で進むのかが一つです。

あと防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策、これは昨年12月に閣議決定して、いろんな意味で予算を上乗せして交付していただいております。大変ありがたいわけです。これは、国土強靱化のための予算とのことで、これぐらい別枠で出しますよというものなのか、あるいは通常の予算規模に少しその分上乗せしておきましたとのことなのか、その枠がどういう形になるのか素朴な疑問がございます。説明いただければと思います。

あと令和元年台風第19号による通行どめ箇所のこと、いつも資料をいただいておりますが、県道12号、主要地方道花巻大曲線の花巻市から沢内村までの区間でここここが通行どめとあります。1カ所目のところを仮通行ができる状態に直してもらったら、もう一カ所あって、さらにそれで通行どめが延長とのことで、この地域を見ると、同じことが何度も繰り返される心配がある。そういう意味では、今進めているトンネル化を含めたルート変更の工事が完成が待ち望まれ、こういうところにも国土強靱化の予算を配分してもらえるのかどうか、その辺も含めてお尋ねしたいと思います。

○多田副部長兼県土整備企画室長 4点ほどお尋ねがございました。

まず一つ私からは、国庫の内示の時期と国土強靱化のための3か年緊急対策の別枠かどうかのお話について、2点初めに御説明させていただきます。

国庫内示は、部によってさまざま違いますが、大体年度初めころを目安に、それぞれ内示額を伝えられている状況でございます。遅いところは少しずれ込んで、夏ごろになっていただくのもあるのでございますが、年度が明けたあたりにいただいて、それについていろいろ調整をした上で、9月補正で過不足の予算編成をするといった形でこれまで来ております。

それから、国土強靱化のための3か年緊急対策の予算でございますけれども、これは基本的には国から別枠で措置していただいております。公共事業費は、国で予算化しているのは大体6兆円で、ここ四、五年、そういった推移で、6兆円の壁という言葉もあるようで、そういったことで一般公共事業費は整理されておまして、それに加えて、令和元年度でいきますと、大体7,000億円が別枠といたしますか、国土強靱化のため3か年緊急対策予

算として措置されております。それに対して、うちの県にどれくらい配分があったかといえますと、大体90億円ぐらい、これは当初で見込んだ分と補正で内示いただいた分と過不足調整したわけですが、90億円ぐらいをいただいているところでございます。これが令和2年度まで続く状況でございますので、そういったところでしっかり予算を確保しながら事業を進めていくとともに、それ以降についても、引き続きそういった予算が確保できればと思っています。

○菅原道路建設課総括課長 国道4号あるいは国道45号の整備について、特に国道4号の金ヶ崎―北上間はいかがなものかとお尋ねでございます。国で行っているこの事業につきまして、金ヶ崎町の区間拡幅あるいは北上市の区間拡幅につきましては、継続的に事業が行われているところでございます。それから、さらに御案内のとおり、2車線化工事でたゞいま残っております国道4号の北上一花巻間につきましては、今年度国による調査が行われておまして、できれば来年度の着手で我々も要望している状況でございます。

続きまして、台風による通行どめが内陸部に多いとのことで、その中でも特に主要地方道花巻大曲線の花巻一沢内間は、御案内のとおり土砂崩れが2回あったところでありますが、まず土砂崩れにつきましては、今通行どめになっている残りの部分につきましても、今年度中には仮の形で通行可能となります。

一方で、待たれておりますトンネルの工事はとお尋ねでございますけれども、主要地方道花巻大曲線は、昭和61年度から中山地区と西和賀町の川舟地区の間の8.5キロメートルについて、交通不能区間の解消等を目指して整備を進めてきたところであります。これまでに約7キロメートルの区間を供用しておまして、残る小倉山の2工区のうち、未改良となっている約1.5キロメートルの区間の改良工事を今進めているところであります。現在橋梁の上部工工事を進めておりますが、今年度、国から社会資本整備総合交付金の予算対応を受けまして、残る最後の大きな構造物であります小倉山4号トンネルの着工が可能となったところであり、9月補正予算に必要な経費を計上いたしまして、今定例会に提案したところであります。

○高橋はじめ委員 なかなか長期間にわたり、小倉山を含む主要地方道花巻大曲線の工事が少しずつ、本当に少しずつしか整備になっていない。冬期間も通行どめになる区間がありますので、限られた期間しか通行できないところです。そしてまた、先ほどもお話ししましたけれども、その中で未整備のところは、何度も崩落しておりますし、これからも心配されることから、早期のトンネルの開通は地元としても大変求めており、安心安全に通行させていただきたい。

それと、あそこは北上市に回るか雫石町に回っていくかというところに位置しておりますので、早期の完成が待たれており、予算措置が出てきたことは、私どもとしては非常にありがたい内容であります。ぜひ今後におきましても、早期完成に向けて鋭意工事を進めていただければとお願いをいたします。

また、もう一つは、4車線化については取り組みをしていただいております。北上市の

工業団地に、花巻市あるいは花巻市以北、北上市以北から通勤される方々がたくさんおられます。これからさらにふえるものと思います。それとあわせて高速道路の利用というのが今後想定されるのではないかと。花巻市では、パーキングエリアにスマートインターチェンジの整備を今進めているようですが、あれらもぜひ早期に完成していただいて、渋滞がないように、物流もしっかりとできるように、そういう取り組みも今後お願いしたいと思っております。ぜひそのことを含めて取り組みをお願いしたいと思っております。

○**ハクセル美穂子委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**ハクセル美穂子委員長** 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第19号岩手県手数料条例の一部を改正する条例中、当商工建設委員会に付託された別表第7の改正関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**伊藤技術参事兼建築住宅課総括課長** 議案（その2）の14ページをお開き願います。

議案第19号岩手県手数料条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、便宜、お手元に配付しております議案説明資料により説明をさせていただきます。

最初に、条例案の前提として、建築物省エネルギー法に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定制度について御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案説明資料の2ページをお開き願います。

1の概要ですが、所管行政庁による認定を受けた建築物については、省エネ性能向上のための設備を設ける部分の床面積を容積率に算入しない、容積率の特例が受けられる制度となっております。

2の課題ですが、これまでは単体の建築物を想定した制度であり、複数棟の建築物を連携した高効率な取り組みにおいて、容積率特例が十分に受けられないという課題がありました。容積率特例のイメージ図をつけておりますが、太枠内に記載しましたとおり、改正前は右側の図の場合、A棟に複数棟の建築物が連携した高効率な省エネ設備を設けた場合でも、A棟分の省エネ設備の床面積についてのみ容積率に算入しない扱いとなっております。

3ですが、今回の改正により、A棟に設けるA、B、C棟全ての省エネ設備の床面積について、容積率に算入しない扱いとなったところでございます。今回の条例改正では、今後こうした特例を受けるための計画認定申請に対応するため、複数棟の建築物の認定申請等に係る手数料の額の算定方法について所要の改正をするものでございます。

続きまして、条例案の概要について御説明させていただきます。恐れ入りますが、議案説明資料の1ページをお開き願います。初めに、1の改正趣旨でございます。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものであります。先ほど申し上げましたとおり、従来申請建築物単体に係るエネルギーの消費性能向上のための取り組みに限られておりましたが、改正後により申請建築物以外の建築物を含む複数棟の取り組みを対象とされ、当該建築物に係る事項も計画に記載することが可能とされたことから、当該申請に係る手数料の算定方法について改正しようとするものでございます。

次に、2の条例案の内容ですが、箱の中ですが、複数棟の建築物に係る事項を計画に記載して認定申請することが可能とされたことから、当該認定申請に係る手数料の算定について、申請書に記載された建築物1棟ごとに算定した額を合算した額とすることとし、所要の改正をするものであります。

次に、3、施工期日ですが、改正法の施行の日から施行することとしております。なお、改正法の施行期日は、公布の日から起算して6カ月を超えない範囲内において政令で定める日とされているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第23号流域下水道事業の設置等に関する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○水野下水環境課総括課長 議案（その2）の27ページをお開き願います。議案第23号流域下水道事業の設置等に関する条例案について御説明申し上げます。

条例案の説明に入る前に、流域下水道事業と地方公営企業法の概要、法適用の背景につ

いて御説明しますので、恐れ入りますが、お手元の議案説明資料の4ページをお開き願います。

最初に、流域下水道事業の概要ですが、流域下水道事業は県が実施主体となり、二つ以上の市町村から排出される下水を処理しています。流域下水道事業で広域的に処理することにより、経済的かつ効率的に生活環境及び公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全に寄与することが可能となります。本県では、北上川上流流域と磐井川流域において事業を実施しております。

次のページをお開き願います。地方公営企業法の概要と流域下水道事業の位置づけですが、地方公営企業法は地域の住民サービスを担う公営企業の運営について、独立採算制を基本原則としながら、経済性の発揮と公共の福祉の増進との両立を図ることを目的とする法律であります。本県の流域下水道事業は、法非適用事業の位置づけですが、法非適用事業においても、条例で定めることにより任意に法の規定を適用できることとされているものです。

地方公営企業法適用の背景ですが、公営企業会計には、経営状況の明確化やストック情報の的確な把握などの効果があり、総務省においても人口減少による料金収入の減少、施設設備の老朽化に伴う更新投資の増大など厳しさを増す経営環境を踏まえ、公営企業の経営基盤の強化を図るため、公営企業会計の適用に取り組むよう全国の自治体に要請しています。

こうしたことから、本県としては令和2年度から導入することとし、条例案を提案するものです。

なお、全国状況ですが、令和2年度に本県を含む28道県が導入することで、全ての流域下水道事業が公営企業会計へ移行することとなります。

続きまして、条例案の概要について御説明させていただきます。恐れ入りますが、3ページをお開き願います。まず1、制定の趣旨については、本県の流域下水道事業の現状や課題を踏まえ、事業の効率的、安定的経営のため、公営企業会計を導入することとし、今般条例を制定するものです。

次に、2、条例案の内容については、流域下水道事業の設置、地方公営企業法の財務規定等の適用、流域下水道事業の経営の基本、議会の同意を要する賠償責任の免除、議会の議決を要する負担付き寄付の受領等、流域下水道の構造の基準及び終末処理場の維持管理等について定めるものです。

最後に、3、施行期日等については、令和2年4月1日から施行することとし、また本条例の施行に伴い、岩手県流域下水道事業特別会計条例及び流域下水道条例を廃止するとともに、財務状況の公表等に関する条例の一部を改正しようとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第28号大沢川筋大沢川水門土木工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○幸野河川課総括課長 議案（その2）の36ページをお開き願います。議案第28号大沢川筋大沢川水門土木工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。議案説明資料の6ページをお開き願います。

工事名及び工事場所は、記載のとおりでございます。

工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した大沢地内において津波対策の水門を整備する工事でございます。

設計変更の理由及びその内容は、前回議決後の主な設計変更である第9回変更、第10回変更の内容について、8ページ以降の資料により説明させていただきます。8ページをお開き願います。

上段の⑩の図をごらん願います。第9回変更において水産庁所管事業の漁港海岸防潮堤へのすりつけ部分の施工分担について、県農林水産部との計画調整が整ったことに伴い、水門本体取り付け部の築堤及び護岸を追加するものです。

次に、下段の⑪をごらん願います。第10回変更において、他事業との調整により水門本体を施工し、仮排水路を復旧するための盛土の一部の調達先を変更するものです。

次に、9ページをお開き願います。上段⑫の図をごらん願います。第10回変更において、防潮堤の被覆工について、生コンクリートの供給不足により、場所打ちコンクリートからプレキャスト工法に変更するものでございます。

次に、下段の⑬の図をごらん願います。第10回変更において地盤改良工で使用する砕石について、砕石の供給不足により再生材から新材へ変更するものです。以上の理由により変更契約金額が増額となるものでございます。

6ページにお戻り願います。契約金額ですが、平成30年3月2日に議決いただいた第5回変更の金額22億6,828万2,960円に対し、今回の変更により4億7,803万4,540円、21.1%の増額となり、変更後の契約は27億4,631万7,500円となるものでございます。請負者は、株式会社奥村組。工期は現在の令和2年3月15日に変更ございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第29号宮古港鍬ヶ崎地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○幸野河川課総括課長 議案（その2）の37ページをお開き願います。議案第29号宮古港鍬ヶ崎地区海岸防潮堤工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。議案説明資料の10ページをお開き願います。

工事内容及び工事場所は、記載のとおりです。工事概要は、本工事は東日本大震災津波により被災した鍬ヶ崎地内において、津波対策のために防潮堤を新設する工事でございます。

設計変更の理由及びその内容は、当初議決後の主な設計変更である第4回変更、第7回変更、第9回変更の内容について、12ページ以降の資料により説明させていただきます。

12ページをお開き願います。上段④の図をごらん願います。第4回変更においては、詳細設計の結果、防潮堤基礎杭の杭長を変更したこと、支持層が硬質であること、中間層に玉石混じりの礫層が確認されたことから、防潮堤基礎杭の杭打設工法を変更したものでございます。

また、下段⑦の図をごらん願います。第7回変更においては、1号陸閘の支持層について、想定より深い位置にあることが判明したため、地盤改良工法を変更したものでございます。

次に、13ページをお開き願います。上段の⑧の図をごらん願います。防潮堤の基礎杭を打設したところ、一部区間について既設の岸壁の杭が支障となることから、その対策として基礎杭の杭長を変更し、地盤改良工を追加したものでございます。

また、下段の⑨の図をごらん願います。防潮堤及び陸閘の基礎施工時において、海水流入により掘削が困難となったことから、止水対策を追加したものでございます。

次に、14ページをお開き願います。上段の⑩の図をごらん願います。第9回変更におい

ては、地盤改良で発生する排泥について、他工事で使用するため改良処理を追加するもの
でございます。

また、下段の⑫の図をごらん願います。施工時において油汚染水及び油汚染土が確認さ
れたことから、対策工を追加するものでございます。以上の理由により、変更契約金額が
増額となるものでございます。

10ページにお戻り願います。平成28年3月24日に議決いただいた当初契約金額15億1,956
万円に対し、今回の変更により3億4,576万4,820円、22.8%の増額となり、変更後の契約
金額は18億6,532万4,820円となるものがございます。請負者は、昭栄建設株式会社。工期
は、現在の令和元年12月27日から令和2年3月15日に変更になるものがございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○菅野ひろのり委員 御説明いただいた14ページの部分、⑫でございます。油の汚染水に
ついて、汚水処理プラントを通して処理して放流されるのだと思うのですが、念のためそ
の量であるとか、環境への影響であるとか、その点を教えていただきたいと思いを。

○幸野河川課総括課長 油汚染水、油汚染土の処理の状況でございますが、量については
申しわけございませんが、ちょっと手元ございません。

環境への影響でございますけれども、この汚染処理プラントにおきまして処理された水
は、環境基準を満足する形、それを確認した上で河川に放流します。

なお、残った油に汚染された土であったり、油をこしたのものについては、適正に産
業廃棄物として処理したものです。

○ハクセル美穂子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 ほかになければ、これを持って質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすること
に決定いたしました。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○ハクセル美穂子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第33号財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋県土整備企画室空港管理課長 議案（その2）の41ページをお開き願います。議案第33号財産の取得に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。

空港における航空機の火災、その他の事故に対応するため、空港の設置管理者は国が定める保安上の基準に従い、化学消防自動車を配備するなどの消火救難体制を整備する必要があります。この基準に基づき、現在花巻空港では3台の化学消防自動車を配備しておりますが、老朽化が進んでいる1台について更新するため、取得に関し議会の議決を求めるものであります。

議案説明資料の15ページをお開き願います。取得する財産の概要ですが、名称は化学消防自動車。数量は1台。取得予定価格は1億1,550万円。納入業者は、帝國繊維株式会社。納入期限は、令和3年3月15日であります。予算につきましては、今年度の当初予算でお認めいただいた令和元年度から令和2年度までの債務負担行為を活用するものであります。

なお、16ページに入札結果説明書、17ページに入札経緯書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第34号和解の申立てに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○伊藤技術参事兼建築住宅課総括課長 議案（その2）の42ページから43ページをお開き願います。議案第34号和解の申立てに関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。議案説明資料の18ページをお開き願います。

提案の趣旨ですが、県営住宅の家賃等を多額に滞納している相手方から、滞納家賃の支払いに関し和解を求められたことから、これに応じ、起訴前の和解の申し立てをするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

和解の申立人及び申し立ての相手方についてでございますが、申立人は岩手県、申し立ての相手方は県営住宅入居者19名でございます。

和解の内容ですが、滞納家賃は分割して所定の期日までに支払うこと、和解成立後の毎月の家賃は所定の期日までに支払うこと、これらの支払いを怠った場合には、県は入居者に対し、何らの通知、催告を要せず、県営住宅の明け渡しを求め、入居者は県に対し、残額を一時に支払うとともに、速やかに住宅を明け渡すことです。

資料には記載しておりませんが、この和解により入居者である相手方から計画的な滞納家賃等の納入が約束されるため、県としては相手方の継続入居を承認することとなりますが、仮に相手方が約束した支払いを怠ったときは、家賃等の支払いや住宅の明け渡しについて強制執行が可能となります。

19ページについては、法的措置を行うまでの流れを示した資料ですが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○**ハクセル美穂子委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**高橋はじめ委員** 何点か質問をさせていただきますが、まず、滞納されている方々は、年金で生活をしていることもあると思いますが、一定額の収入があるのかどうか。あとは分割の仕方ですが、どんな形で、例えば、年金も含めて毎月の収入の何割とか、一定金額とか、そんな感じで取り決めをしているのか。要するに、これから先の毎月の家賃と、それから分割が本当にきちんとやっつけられるかどうかという心配がちょっとあります。その点、お伺いしたいと思います。

○**伊藤技術参事兼建築住宅課総括課長** 今回の対象となっている入居者の方の収入状況についてですが、こちらは一般の公営住宅を含めまして、毎年収入申告の形で、入居者の方の収入について申告していただいております。

具体的には、その収入に応じた家賃というのを徴収させていただいているところでございます。その中で、委員からもお話ございましたけれども、例えば収入が低い方については県の減免措置等を行っております、それによって毎月の家賃というのが決まっているところでございます。低い方ですと、5,000円をちょっと超える家賃という方もいらっしゃる状況でございます。

それから、お支払いいただく金額について、どういう形で取り決めをされているかとのことですが、先ほど御説明申し上げましたとおり、今回の和解につきましては、相手方とどういう形でお支払いいただけるのかを調整した上で、和解条件を決めさせていただいております。

支払いの回数につきましては、期間が5年以内、毎月1回の支払いで、最大60回まで支払い可能で、その中で支払いいただける条件を示していただいております、和解の条件とさせていただきます。

○**高橋はじめ委員** いろいろな事情があつて滞納してきた方々でしょうから、そういう中で家賃を払いながら生活して結果として滞納になったとのことで、心配をちょっとしていましたので、できれば余り大きな負担にならないように、継続して生活しながら負担にな

らないように返済していただければ一番いい形だと思います。いずれ入居されている方々も元気で働ければいいのでしょうけれども、さまざまなことが想定されますので、ぜひ相談に乗りながら、これも取り決めだといえそうなのかもしれませんけれども、一回滞納したからすぐ退去だとならないように、柔軟な対応ができるところはしていただければと思います。

○ハクセル美穂子委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、県土整備部関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部から、令和元年台風第19号災害に伴う被害状況等及びいわて花巻空港の平成30年度収支（試算）について発言を求められておりますので、これを許します。

○多田副部長兼県土整備企画室長 大型の台風第19号による県土整備部関係の被害の状況等につきまして、本日6時現在の状況をお手元に配付しております資料、令和元年台風第19号災害に伴う被害状況等資料に基づき御説明を申し上げます。

まず、1の気象状況であります。盛岡地方気象台発表の資料によりますと、岩手県では10月11日から前線の影響で雨が降り出し、12日には台風の接近により沿岸で夜遅くから非常に激しい雨となり、13日未明には沿岸北部で局地的に猛烈な雨となって、記録的短時間大雨情報を発表したとされております。また、最大総雨量は、3ページをお開きいただいて、赤で囲んだところでありますが、普代が2日間で467ミリメートル、時間最大雨量が10月13日日曜日の午前1時54分に95ミリメートルを記録したところです。

1ページにお戻りいただきまして、2の県管理河川の出水状況ですが、(1)の氾濫危険水位を超えた河川は、久慈市、野田村を流れる宇部川ほか14河川。(2)の避難判断水位を超えた河川は、同じく宇部川ほか22河川。これにつきましては、県から17市町村に対しまして河川状況を市町村長へ直接伝達する、いわゆるホットラインの実施を行いました。(3)の溢水河川は、久慈市の小屋畑川ほか5河川であります。詳細につきましては引き続き調査を行っております。

次に、3、県管理道路の通行どめの状況ですが、全面通行どめとした道路は累計で41路線58カ所となり、このうち本日まで継続して全面通行どめとなっている道路は9路線11カ

所です。

次に、4の土砂災害発生状況ですが、(1)の土石流等の発生は釜石市ほか7市町村で74カ所。(2)の崖崩れの発生は、田野畑村ほか6市町村で20カ所となっています。

次に、5のその他施設の主な被害状況ですが、(1)の公園・都市施設関係のうち、アの公園は花巻市ほか7市町で倒木等が、イの都市施設は、山田町ほか2市9地区で、区画整理区域内での土砂流入出が、(2)の下水道関係は、山田町、野田村の浄化施設等で浸水が、(3)の港湾関係は、宮古港で船揚場コンクリートブロックの一部崩壊が、(4)の県営住宅関係は釜石市2カ所、山田町1カ所で住宅敷地への土砂流入がそれぞれ確認されています。

2ページ目をお開き願ひまして、6の公共土木施設被害状況です。これは、本日現在の速報値であります。施設の管理者別、施設別に被害箇所と被害額を記載したものです。県管理は273カ所で65億1,000万円、市町村管理は722カ所で156億2,000万円余、合わせて995カ所で221億3,000万円余となっています。

公共土木施設につきましては、今後国の災害査定を受け、復旧事業に取り組むこととなりますので、現在その準備を行っているところであります。

なお、別添に県管理河川の出水状況、県管理道路の通行どめの状況及び土砂災害の発生状況を添付しておりますので、ごらんください。以上で説明を終わります。

○高橋県土整備企画室空港管理課長 いわて花巻空港の平成30年度収支(試算)が確定いたしましたので、報告させていただきます。お手元に配付しておりますいわて花巻空港の平成30年度収支(試算)についてをごらんください。

空港別の収支については、空港運営に関する情報の開示、提供などによる透明性を確保し、利用者の便益の増進や空港運営の効率化を図るため、国土交通省が平成18年度決算分から国管理空港の収支を公表しています。国の公表を踏まえ、地方管理空港についても収支を公表するよう国から要請があり、本県でも平成20年度決算分から、毎年花巻空港の収支(試算)を公表しているものです。今回平成30年度分を取りまとめましたので、当委員会に報告するものであります。

作成したキャッシュフローベースの収支(試算)は、県の一般会計決算から花巻空港に係る現金の出納を抽出し、収支として表記したものであります。また、貸借対照表試算は、空港の資産や負債を一覧で示したものであります。

お配りした資料の裏面、平成30年度いわて花巻空港の収支(試算)についてをごらんください。最初に、1、キャッシュフローベースの収支(試算)について御説明します。まず、パターン①をごらんください。これは、空港の整備及び維持運営に係る全ての収支を計上したものです。表の下段の実質収支額ですが、平成30年度は17億9,700万円の赤字額となり、前年度に比較し、収支の赤字額は9,500万円増加いたしました。その主な理由についてですが、歳入では平成29年度に車両購入等に充てた繰越金が9,800万円であったものが、平成30年度は繰越金がゼロ円と皆減したこと。歳出では、国際線誘致に係る利用促進事業等の推進により、空港等維持運営費が増加したことにより収支の赤字が増加したものであ

ります。

次に、資料右側パターン②をごらんください。こちらは、パターン①から空港の整備部門を除いた空港の維持運営分の収支のみを計上したものです。表の下段の実質収支額ですが、平成30年度は8億1,500万円の赤字額となり、前年度に比較し、赤字が1億100万円増加いたしました。

次に、資料下にあります2、貸借対照表（試算）をごらんください。資産の大宗をなす有形固定資産は、平成30年度末では435億5,800万円となり、平成29年度末438億3,400万円から2億7,600万円減少しました。その減少の主な理由は、減価償却により建物、工作物等の価格が減少したことによるものであります。

以上で、いわて花巻空港の平成30年度収支（試算）の説明を終わります。

○ハクセル美穂子委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○高橋はじめ委員 この際で、先ほどもちょっと触れましたが、主要地方道花巻大曲線についてのお話を伺いたと思います。先ほどは、今年度、小倉山トンネル工事の補正予算がついたことで、非常に私もよかったと思いつつも、補正予算が幾らついたかという細かいことも聞かないでしまいました。どのくらい予算がついたのかと、今後その予算でどんな工事をやる予定なのかお伺いしたいと思います。

○菅原道路建設課総括課長 先ほど御説明申し上げました小倉山2工区、トンネル工事を含み、その予算についてのお尋ねであります。本定例会に提案する補正予算案というベースでお答えいたしますと、主要地方道花巻大曲線、小倉山の2工区につきましては、当初予算4,200万円に対しまして、今回6億9,100万円を増額、そして今年度予算としては7億3,300万円とするものであります。また、今後の予定とのことでありますけれども、トンネル工事は複数年にわたって行います。現在は8号橋、橋梁の上部工を行っておりますので、それが終わりましたら、引き続き遅延なく、そういう整備に入るべく準備をしていきたいと考えております。

○高橋はじめ委員 大変大事なことを聞き忘れて済みません。

これは、岩手県と秋田県の真ん中あたり、パンフレットを見たことがあるかもしれませんが、これは西和賀町と秋田県の各隣接する市町村の地図なのです、奥羽山脈を挟んで、岩手県と秋田県の隣接する市町村は、こんな感じで、この黄色い線のところが今の通行可能な道路で、こういう形で動いているのです。西和賀町から岩手県方面へは雫石町へ行って、秋田県仙北市、それから大仙市とか美郷町とか横手市へと、こういう回廊なのです。この一部に、先ほど言った主要地方道花巻大曲線が未開通であるのです。これが真ん中ではないのですが、開通すれば、いずれ3分の1あたりのところに道路ができることになるわけです。これが今凍結状態というか、全くその計画が動いていないので、例えばこちらの内陸から向かうとすると北上市から盛岡市まで、それからずっと西和賀町まで回っていく。この真ん中辺に主要地方道花巻大曲線の沢内村までの道路が1本走っている。50キロメートルぐらいのところの真ん中辺になりますので、地理的に非常にいいなと私は思って

いますし、西和賀町に行くと、8の字ルートだと、ここは重要な路線だと、こう言っています。

同じように、今度は秋田県境のところを考えると国道107号と、雫石町は国道46号でしたか、それしかないため、主要地方道花巻大曲線が、そういう意味では非常に重要な路線だと私は思っているのです。先ほどから話ししている費用対効果ばかりを前面に出されると、なかなか難しい路線なのかもしれませんが、これからの観光ルート、あるいは緊急災害時等を考えた場合、非常に重要な路線ではないかと思うのですが、この辺の現在の県としての捉え方というか考え方をお伺いしたいと思います。

○菅原道路建設課総括課長 ただいま委員から御指摘がありました、主要地方道花巻大曲線のうち、県道1号より西側のお話でございます。県境部の通行不能区間を解消するためにも、秋田県と調整を図りながら、今まで事業展開をしてきた経緯がございますが、秋田県の事業休止に伴いまして、本県におきましても平成24年度以降は事業休止としている状況であります。今後も引き続き秋田県との連絡調整を図りながら、事業のあり方については検討していく考えでございます。

○高橋はじめ委員 利用休止に至る秋田県の理由がおわかりでしたら、この際お尋ねしたいと思います。ただ単に経済効果だけを要因として、岩手県とのこの道路は経済効果が薄いのではないかという判断なのか、それとも秋田県の財政上の問題があつてとか、あるいは地元の要望が余りないとか、さまざまなことが想定されるわけですが、当県にはどのような説明で、休止に至ったか、おわかりであれば教えていただきたいと思ひます。

○菅原道路建設課総括課長 この道路の事業採択時から定期的に秋田県と調整会議を行っております。その中におきまして、秋田県では財政難を理由として、ここの事業を休止せざるを得ないという説明を本県が受け、本県では平成24年度に事業再評価の機会がございましたが、その機会に我々も休止することになった経緯がございます。

○高橋はじめ委員 先ほど来話題になっている国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策があつても、県単独事業の負担が大き過ぎるのであればなかなか難しいかもしれませんが、さまざま時代によって変わってきているのではないかと思ひますので、ぜひ今後に向けて、もう一度協議していただきながら、国の可能な事業はないのかどうかも含めて、ぜひ秋田県との連絡調整をしていただければと思ひしております。そういう機会を設けることはできるのかどうかを聞いて終わりにしたいと思ひます。

○菅原道路建設課総括課長 調整会議につきましては、適宜と申しますか、例えば事業休止を継続するかしらないか、そういうタイミングにおいて、今までも継続はしております。一方で、地元の同盟会でも連絡調整を図っていると聞いておりまして、その情報もいただきながら、今後も必要があれば調整会議を行っていく考えであります。

○菅野ひろのり委員 花巻空港の収支について教えてください。

資料の裏面でキャッシュフローベースの収支について、私も聞き漏らしたところがあるので、もう一度確認なのですが、今回の要因というのは、収入のところでは着陸料がまずふ

えましたよと、これは国際便の関係でふえたと。歳出の主な変化のところで、これも下の空港利用促進経費の増のところが国際便の関係でふえたという説明でよかったのでしょうか。そのところをもう一度お願いいたします。

○高橋県土整備企画室空港管理課長 収入につきましては、着陸料等の収入がふえているところではありますが、平成29年度は、車両購入に充てた繰越金が9,800万円あったものが、平成30年度はゼロ円に皆減したと先ほど御説明させていただきました。

なお、歳出につきましては、国際線誘致に係る利用促進事業等の推進により増加したため、全体で収支の赤字が拡大したところでもあります。

○菅野ひろのり委員 そうすれば、言っていることが合っているかどうか自信はないのですが、今県ではインバウンド観光を進めている中で、商工労働観光部ではなく県土整備部の収支で言うと、国際便の岩手における影響というのは、収支にどう影響していると考えればよろしいでしょうか。

○高橋県土整備企画室空港管理課長 国際便の就航、いわゆる利用の推進につきましては、お話がございましたように、政策地域部で担当しているところですが、当部に該当するものとしたしましては、キャッシュフローベースの収支で申し上げますと、着陸料等の収入の形で反映されているところです。

○菅野ひろのり委員 花巻空港として国際便の運航を、今岩手が力を入れてやっている中で、県土整備部の収支に関しては、プラスなのかマイナスなのか、どういう影響を与えているのかをお伺いしたいと思います。

○高橋県土整備企画室空港管理課長 国際便の就航にかかわって、当部にどういう影響を与えているかとの御質問ですが、歳出部分にはなりますけれども、保安対策費とか空港の維持運営、いわゆる国際便が就航することによりまして、維持費が増加してくる部分がございます。そういった意味で、国際便就航に伴いまして、着陸料等の収入が入ってまいりますし、歳出で申し上げますと、空港の維持運営に係る経費は増加する形になっております。

○多田副部長兼県土整備企画室長 まず、この収支の立て方ですけれども、県土整備部で行っている空港管理といった部分と、それから政策地域部交通政策室で実施していますインバウンド対策、誘致なりなんなりのPR活動経費、こういったものを、いわゆる空港という名前に関する部分についての現金支出なり現金収入を一応拾って収支の形であらわしています。ですので、例えば収入からすれば、着陸料がふえれば、それは県土整備部の収入としてふえますから、それは反映されていますし、あとインバウンド対策といいますか、国際線の誘致に係るPR活動費も、歳出の空港等維持運営経費に入っております。

それから、ちょっとわかりづらいのは、収入のところで地方債償還時交付税収入というのがありますが、収入のところの下から四つ目にありますが、これは空港整備をしたときは、当然起債を入れて整備していますので、後々償還が発生します。こういったものは歳出の償還費に計上されますし、償還に当たっては交付税で返ってくるお金なども入

ってくるものですから、そういったも含めて、ここに網羅的に数字を積ませていただいています。

そうしたことの積み合わせで、国際線の誘致で収入がふえた分はありますが、誘致活動等に使った経費がいつもより多かったために歳出がふえまして、結果的に赤字と言うのか、それは当然経費と言うのか、捉え方はあると思いますが、単純にその数値の捉え方からすれば、収入に対して支出が多かったのもので、その差が広がった認識かと存じます。

○菅野ひろのり委員 もう一点、花巻空港に関して、議会の一般質問の中でも羽田便の就航がよく要望されるわけですが、今年でしたか去年の夏でしたか、ちょっと記憶が不確かですが、羽田空港の発着枠をふやすという話があったかと思います。今回要望がたくさん出ている中で、本県としては花巻―羽田便の就航について、新たな進展もしくは何らかの動きがもしあれば、お知らせをいただきたいと思います。

○高橋県土整備企画室空港管理課長 羽田便の就航につきましては、政策地域部から要望をした話は伺っておりますけれども、その結果羽田便の就航が決まったとか決まらなかったことにつきましては、大変申しわけございませんが、承知していないところでございます。

○菅野ひろのり委員 特に進展がないと。

○高橋県土整備企画室空港管理課長 はい、そのように思っております。

○高橋但馬委員 2点確認させてください。令和元年台風第19号の山田町の田の浜地区の防潮堤の話なのですが、これはあくまで山田町の管理する防潮堤だと思うのですが、県の管轄する防潮堤の中で、このような可能性があるものがあるのかどうか。

あと山田町で管理している防潮堤なのですが、県の対応として、例えば指導であるとか、何かしらの対応というか、山田町に対してできることがあるのかどうかをお知らせください。

○幸野河川課総括課長 まず最初の質問で、県の防潮堤でもああったケースはあり得るかどうかであります。今回は防潮堤ではなく二線堤といいますか、そういうところの盛り土が壊れてしまうとの報道でしたが、県のつくっている防潮堤の中でああったケースに及ぶものはないと認識しております。

○八重樫都市計画課総括課長 山田町の田の浜地区防災緑地公園につきましては、委員御指摘のとおり、山田町が復興交付金を活用いたしまして、津波対策として津波防災緑地を整備いたしまして、平成30年の8月に開設したと承知しております。

これまでに町と電話等で何度か連絡をとり合っておりますが、現在町では被災者支援といたしますか、被災者対応とともに被災状況の詳細調査を行っているかと聞いております。

今後被災状況の詳細調査などを踏まえまして、今回の事象の検証が進められていくものと思われましても、県といたしましては、今後とも町の詳細調査などの邪魔にならないようにしながら、できるだけその状況把握に努めまして、町から相談があれば、必要な助言等をするなどの対応をしていきたいと考えております。

○高橋但馬委員 こういう台風災害の割合がかなりふえてきている状況もありまして、各市町村も対応に追われている状況にあると思いますので、ふだんから市町村との連絡を密にさせていただいて、そちらで対処に困っていることがあれば、県から助言を与えるように取り組んでいただきたいと思います。終わります。

○軽石義則委員 台風災害の被害状況の報告をいただきましたけれども、土砂災害の発生箇所、また道路の通行どめ、これは事前に県としても急傾斜地を含めて危険箇所の把握はされていると思うのですが、把握をされていた箇所で災害が発生しているのか、把握していなかったけれども発生したのか、そういう比較はやっているのでしょうか。

○菅原砂防災課総括課長 今委員から土砂崩れ等に関しまして、事前に県で危険箇所等の把握をしていたのかどうかの御質問をいただいたと承知しておりますが、お手元の資料で、現在、崖崩れ、それから土石流等が94カ所、沿岸の市町村を中心に発生したわけでございます。まだ精査中でございますが、現時点で土砂災害危険箇所として指定された箇所が76カ所ほどと把握しております。また、そのうち土砂災害警戒区域等に指定されている箇所が約53カ所ほどと把握しているところでございます。

○軽石義則委員 把握されているとすれば、事前に対策できるものは対策をしていると思うのですが、事前に対策をして、なおさらにこのような記録的な大雨によって、その対策では足りなかったという状況なのでしょうか。

○菅原砂防災課総括課長 対策の状況につきましては、今、詳細な状況等を把握しているところでございますので、具体的なことについては、申しわけございませんが、現時点でお答えできないとのことで御承知願いたいと思います。

○軽石義則委員 把握された段階で、具体的な対応も含めて示していただけると非常にありがたいと思いますし、そういう地域に住んでいる方は、やはり事前に情報があれば避難すること、また被災を避けることもできると思いますので、そういう県民の皆さんにもある程度予知してもらうための情報提供は必要ではないかと思っておりますので、それらも今後は進めていただければと思います。その点はどう考えているのでしょうか。

○菅原砂防災課総括課長 委員からお話がありましたとおり、県内は土砂災害危険箇所数が約1万4,500カ所ほどございます。そういった中で、順次ハード整備等も進めている状況でございますが、なかなか実態は進まない状況です。したがって、ソフト対策で、現在土砂災害警戒区域等の基礎調査に向けた調査、それから指定等を行って、市町村とともに、これらの地域住民の認知度向上に向けて取り組んでいるところでございます。引き続きこのような災害が起きましたので、さらなる周知等につきまして、市町村とともに連携してまいりたいと思います。

○軽石義則委員 ぜひそれらについては、今後もしっかりとお願いします。今回は沿岸ですけれども、内陸部でいつそのような記録的な集中豪雨が降るかわからない状況になっていることは現実ですので、現実に対応もお願いをしたいと思います。

次に、2点目ですけれども、先ほど花巻空港の収支のお話がありましたけれども、収入

を上げることは、利用率を高めることでもあると思うのですが、花巻空港のプライベート機での活用とか、チャーター機での活用は、実績としてどのぐらいあるのでしょうか。

○高橋空港管理課長 申しわけございません、着陸料ベースで申し上げます。平成30年度の決算額で、定期便以外のものにつきまして、着陸料が7万6,000円ほどとなっております。利用はございますけれども、決算額とすれば現在着陸料7万6,000円、済みません、訂正いたします、76万円の収入となっております。大変申しわけございません。

○軽石義則委員 前にも提案したことがあるのですけれども、今プライベートジェットの活用がどんどんふえてきていて、空港の利用活用の部分においては、それがかなり効果を上げるのではないかと、インバウンドも含めていろいろ考えられるし、仕事の関係でもかなり利便性が高まるとの声もあって、その活用は前から考えるべきではないかと言ってきたのですが、それらの宣伝なり利用促進なりは取り組みをされているのでしょうか。

○高橋空港管理課長 プライベートジェット利用のPRのお話でございましたけれども、まず外国からのプライベートジェットにつきましては、年数回あるかないかというところではございますが、実績があるところです。

それで、具体的なPRにつきましては、申請手順のマニュアル等の公表をしているところですが、利用の促進につきましては政策地域部とも連携しながら、今後取り組んでまいりたいと思います。

○軽石義則委員 いろんな部門にかかわってくると思いますので、連携を図ることは大事だと思います。利用の多い空港は駐機場がなく、駐機場を探しているとの声もありまして、花巻空港にはそのスペースがあるかどうか検討しておくべきではないかと以前に言っておいたのですけれども、それらのところは今どういう考え方でしょうか。

○高橋空港管理課長 駐機場の関係でございますが、いわゆるプライベートジェットにつきましては、旧空港ビル側のウエストエプロン、そちらを利用していただいて、専用に配置しているところでございます。

○軽石義則委員 現状はよくわかりましたから、さらに対象を広げていくことによって、空港の活用幅も広がれば収入も上がるのではと。ぜひ検討していただければと思いますが、部長、どうでしょうか、最後に。

○八重樫県土整備部長 花巻空港の構造自体が、旧ターミナルビルが西側にございまして、そちらはまだ利用できる建物でありまして、花巻市がそこを取得しております。そこには我々の空港管理の事務所も入っておりますけれども、そちらにはヘリコプターの倉庫とか駐機場とか、あとはエプロンもございます。皆さん御案内のとおり、東日本大震災津波の際にも、いろいろ自衛隊機とかヘリコプターとか、もう満杯なぐらいまで相当な数が駐機できたというスペースでもあります。航空会社ではなくて、どちらかというと観光会社とか、旅館、ホテル、それらの会社から、プライベートジェット機のオーナーにPRが行くという仕組みですので、先ほど管理課長が言ったように、プライベートジェットの駐機、着陸に関する申請書は、こうすればできますよ、ワンストップでできますよとお渡しする

準備はしております。花巻空港の空き地がそばにあることもあわせてお知らせしているつもりですが、そういったことをしっかりと目立たせる格好で、また工夫しながら取り組んでいきたいと思えます。

○**工藤勝子委員** きょうこういう資料をいただきまして、本当にありがとうございました。県管理道路の全面通行どめの資料です。これについてお聞きしたいと思っています。

この赤色で囲った部分がいまだ全面通行どめとのことでありますので、車両が入っていない状況だと思いますが、人は通れるのでしょうか。それから、孤立しているところはないのでしょうか。

それから、平成28年台風第10号で災害を受けて、再度また令和元年台風第19号で同じように災害に遭った箇所はどの程度あるのか。例えば久慈市も大変な状況だったはずですが。東日本大震災津波より平成28年台風第10号で町に土砂が入って大変だったのですが、また今回もそのような形で土砂が入っております。そういう河川も多くあるわけですがけれども、まずその点についてお聞きいたします。

○**和村道路環境課総括課長** 現在通行どめの箇所に入るとお尋ねでしたけれども、完全に道路が崩落してしまっていて通行できない箇所もございますので、人が入れなくなっているところもございます。

また、孤立している箇所につきましては、県道につきましては各集落の近くまでは開通しておりますけれども、そこから各住宅に至る市町村道がある場合は、その市町村道が崩落していればなかなか人が行きづらい場所と捉えております。市町村側からすれば、それを孤立という言い方もしておりますが、いずれ車では行けない箇所は何カ所かございます。

あと平成28年台風第10号との関係でございますが、確かに被害を受けた箇所と同じ箇所もございますけれども、現在集計中でございますので、具体的な数については把握しておりません。いずれ同じ箇所はございます。

○**工藤勝子委員** 災害復旧というのは、原状復旧がまず基本条件になっております。しかし、原状復旧するたびに、いつも同じところがやられていることが多いわけです。災害が100年に1度と言われながら、今は100年に1度ではなくて、忘れないうちに来る状況なわけです。同じ河川のそばにある道路が大雨が降ったたびにえぐられて通行どめになってしまう箇所が多いとの話を聞いていますので、思い切ってどっちか、山際か、反対側にルートを変えるような対策をすることはないでしょうか。

○**和村道路環境課総括課長** 今回もかなりの場所が災害を受けております。これらにつきましては、そのまま原状復旧すればいいのか、それとも抜本的に変えたほうがいいのかというのは、これから詳細を検討したいと考えております。

○**工藤勝子委員** そういことですので、例えば国が原状復旧の形で予算的な措置をするかもしれませんけれども、そういう部分はしっかり働きかけていく必要があるのではないかと私は思うのです。毎年何箇所も同じところが災害を受けるところは、県でやれなかったら、しっかりと国土交通省に話をし、新たなルートをつくっていくことも私は非常に

大事ではないかと思えます。今回も、多分気仙川もそういう状況があったのではないかなと。現場検証に行っていないので、よくわかりませんが、そういう考え方もあるのではないかと私は思っておりまして、そういう働きかけも一緒にすべきではないかとの思いがあります。

それから、何とかぎりぎり行けるでしょうけれども、人が行けない市道だとか町道とかがあります。その全面通行どめになっている箇所は、例えばあと何日ぐらいで復旧しようと思っているのかお聞きいたします。

○和村道路環境課総括課長 現在県道につきましては9路線11カ所を通行どめにしております。そのうち4カ所程度につきましては、今月中をめどに開通したいと考えております。その他につきましては、かなり崩落規模が大きいものですから、その対応について、今詳細を検討しておりまして、めどは立っておりませんが、できるだけ早く開通したいと考えております。

○工藤勝子委員 部長にお聞きしますが、今回この災害を受けて部局横断で取り組んでいることはあるのでしょうか。例えばきょうの新聞でしたか、災害ごみの関係も出てまいりました。非常に大量の災害ごみが発生していると。市町村の中で処理するのがかなり厳しくなってきていると。そういう部分も、部局で横断的にしっかりと対策会議をしながら、検討されているのかお聞きいたします。

○八重樫県土整備部長 県で既に令和元年台風第19号が接近する直前から災害対策本部を立ち上げていますが、けさも、第11回の災害対策本部会議で、各部局長、広域振興局の局長が集合しまして、あとは自衛隊、それから国土交通省東北地方整備局、経済産業省東北経済産業局とかいろいろな関係機関も、気象庁もですが、全部参集して開いております。その中で必要な情報を出し合い、集約して、各部局が対応できることを早期に確認して、連携して対応させていただいております。

先ほど高橋但馬委員からもお話がありましたが、山田町での被災者、避難所で被災されている方が、住居に戻ろうとしてもなかなか住める環境ではないとの町からの要望も踏まえまして、東日本大震災津波の仮設住宅で、お住みになっていない住宅をこれから取り壊しを始めようとしていたところですが、県土整備部の工事をちょっととめまして、そういったところを開放しているという事例がございます。

○工藤勝子委員 災害が一つ起きただけで、いろんな部局にかかわってくる部分があるのだらうと思えます。県土整備部だけでなく、保健福祉部関係もあるでしょうし、政策地域部もあるでしょう。そういうことで対策本部があるわけですので、情報を共有しながら、地域の人たちの声を吸い上げて行ってほしいと思えます。東日本大震災津波を受けて、その後少し復旧したと思ったら、また平成28年台風第10号で、また今度台風第19号で、非常に沿岸地帯が被害を受けている状況で、多分被災地の人たちも、たび重なる災害に本当に心が折れそうだろうと私は思っていました。そういう中において、ぜひそういう人たちに目を向けながら、復旧に力を入れてほしいと思っています。

もう一点お聞きします。流木です。今回は遠野市は大雨は降りませんでした。河川の中
の伐採を進めているはずですが、木は年々大きくなってきます。そういう中で要望
もあるわけですが、今回、河川の立木によって、例えば橋梁が被害を受けたとかいう部分
はないか、お伺いいたします。

○幸野河川課総括課長 今回の台風によります立木等の被害であります。橋梁等に引っ
かかったケースは何件か報告がございます。それによって宅地に浸水したという報告もあ
りますけれども、今回に関しては、それほど大きな被害とはなっていないと承知しており
ます。

また、これからそういった情報も入ってくるかもしれませんが、現在はそれほど
に大きな、平成28年台風第10号のときのような被害は特定されていないところでございま
す。

○工藤勝子委員 今回は余り災害にはならなかったと言っていますけれども、やはり河川
にある立木をぜひ計画的に伐採してほしいと思いますが、これは、国土強靱化の予算を使
えないのでしょうか。

○幸野河川課総括課長 ただいまお話ありました河川内の立木でございますけれども、こ
れは先ほども申しましたとおり、平成28年台風第10号のときには非常に大きな災害をもた
らしました。これに関しては、御承知かと思えますけれども、防災・減災、国土強靱化の
ための3か年緊急対策で、国で予算措置をしていただきまして、かなり進めることができ
る状況でございます。予算も非常に多くいただきました。これに対して、県内各所でその
作業に着手している状況でございまして、緊急度の高いところから計画的に立木伐採を進
めてまいりたいと考えております。

○工藤勝子委員 今回の災害における査定の終了時期はいつごろになりますでしょうか。

○菅原砂防災害課総括課長 現在国と具体的な災害査定のスケジュールにつきまして詰
めております。私どもといたしましても、迅速な復旧に向けてスムーズなスケジュールで
査定が進むよう、今後努めてまいりたいと考えております。

○工藤勝子委員 ぜひ査定を早めていただいて、そして工事を発注する形で、そしていろ
んな形の中で岩手県民の幸せを守るために、安全を守るためにぜひ進めてほしいと、その
ように思っているところであります。県土整備部の皆さんの今後のいろんな部分に対する
御活躍と申しましたらおかしいでしょうけれども、いろいろな形の中で頑張っただけ
ればと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○菅原道路建設課総括課長 先ほど高橋はじめ委員からの御質問に対する答弁で、一部訂
正させていただきたいと思います。

私、秋田県との境の笹峠の工事休止についてお答えする際に、平成24年度に事業再評価
をして休止することになったとお答えしたのですが、正しくは平成23年10月に評価
専門委員会からの答申を受けて、その上で平成24年から休止したことになります。申しわ
けございません、訂正させていただきます。

○ハクセル美穂子委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 なければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。県土整備部の皆様は、退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。今年度の当委員会の調査についてであります。去る9月20日に開催された正副常任委員長会議での申し合わせを受け、お手元に配付しております令和元年度商工建設委員会調査計画案のとおり調査を実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ハクセル美穂子委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、お手元に常任委員会調査実施要綱を配付しておりますので、御確認願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。